

油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律案参照条文

油濁損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～三 （略）

四 船舶 ばら積みの油の海上輸送のための船舶類をいう。

五 船舶所有者 船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第五条第一項の規定又は外国の法令の規定により船舶の所有者として登録を受けている者（当該登録を受けている者がなく、船舶を所有する者）をいう。ただし、外国が所有する船舶について当該国において当該船舶の運航者として登録を受けている会社その他の団体があるときは、当該登録を受けている会社その他の団体をいう。

五の二～七 （略）

八 一単位 国際通貨基金協定第三条第一項に規定する特別引出権による一特別引出権に相当する金額を

いう。

九十二 (略)